

第十九条第一項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第九十三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(銀行法の一部改正)

第九十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第十条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号及び第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等

の振替に関する法律」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第九十五条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「一定の期間又は」及び「その期間が始まる時又は」を削り、同条第五項ただし書を削る。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第九十六条 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第九十七条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百五十九条第一項又は第八

項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主」を「株主」に改め、「同条第一項の規定により」を削り、「有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「同法第六十条第一項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改め、同条第四項中「一定期間の初日又は同項の」を削る。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)

第九十八条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第九十九条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十七条第三項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又

は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第百一条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正）

第百二条 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）の一

部を次のように改正する。

第三条第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第百三条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「超える議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(消費税法の一部改正)

第百四条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(民事保全法の一部改正)

第百五条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十

九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(前払式証票の規制等に関する法律の一部改正)

第百六条 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百一十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第百七条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第百八条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正)

第百九条 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株券」の下に「(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていざとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)」を加える。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第百十条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(保険業法の一部改正)

第百十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七

十五号) 第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第九十条第九項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第一百十二条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十六条中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第三百三十九条第二項、第三百三条第一項、第三百七条第二項、第三百八条第三項、第三百十条第三項、

第三百五十一条及び第三百五十二条第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第百十三条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第百十四条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第百十五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第一百十六条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第一百七七條 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四條第十九号中「保管及び」を削る。

（新事業創出促進法の一部改正）

第一百十八條 新事業創出促進法（平成十年法律第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正）

第一百十九條 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正)

第二百十条 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第二百十一条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第二百二十二条 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたらとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第二百二十三条 産業活力再生特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条の八第三項中「第二百二十二条ノ六第一項但書」を「第二百二十二条ノ六但書」に改める。

第十二条の十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十二条の十一第七項中「第八十四条の二」を「第八十五条」に、「証する書面」を「次の書類」に改める。

第十四条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十四条 施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第百三十七条第一項」とあるのは「第三百九条第一項」とする。

（民事再生法の一部改正）

第二百二十五条 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二百二十六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十四条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第二百二十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三十四号及び第三十五号を次のように改める。

三十四及び三十五 削除

第二条第三十六号及び第三十七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条第五項本文中「及び第三十四号から第三十七号まで」を「第三十六号及び第三十七号」に改める。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百二十八条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成

十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第二百二十九条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百五条第四項中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第二百十四条中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二百五十五条第二項、第二百十六条第二項、第二百十七条第一項及び第二百十八条第二項中「社債等の

振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第三百十条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号)の一部を

次のように改正する。

附則第二十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め

る。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第三百三十一条 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(信託業法の一部改正)

第三百三十二条 信託業法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「以上の数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一条第九項中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第三百三十三条 高速道路株式会社法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三百三十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三百三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。